



萬國新聞ヨリ抄譯ス  
貨幣改革之事

547



414  
A1304

貨幣改革ニ付萬國新聞ヨリ抄譯ス

大正十一年四月贈



ロンドンチアル、コルレスボンデンツニ近々獨  
乙貨幣改革アルヘキ一ニ付尤ノ文ヲ載ス

近日ノ國會評議ニテ獨乙各國合同ノ事件ハナ  
ル進歩ニ至ルヘシ殊ニ其第一ハ貨幣合同ノ進  
歩ナルヘシ

先キ頃仏蘭西ヨリ獨乙ノ合同ヲ妨ゲント欲シ  
テ戦争ヲ起セシガ終ニ敗北セシ故却テ各國政  
令ノ合同速ニ成就セシカ如ク貨幣ノ合同モ存  
外速ニ成就スルニ至ルヘク是全ク此ノ戦争ノ  
患ナリ既ニ數十年以來殊ニ獨乙各國租税ノ同

盟ニテ獨乙一般財利交通ノ道大ニ開ケレカ致  
二其ノ以来政府及ヒ銳敏ナル經濟學者等尽力  
苦心シテ此ノ交通ヲ益々容易ニセンガタメ貨  
幣ノ合同ヲ企テタリ

凡千八百年代ノ初年ヨリ二三十年ノ間壹二獨  
乙各國ノミナラズ其ノ諸州郡ニ至ル迄各別種  
ノ貨幣ヲ通用シテ大ニ混雜ナリレカ千八百五  
十八年ドレステンニテ諸國ノ租税ノ同盟整ヒ  
タ此ニヨリ遂ニ初メテ此ノ混雜止ミタリ是ニ  
於テ北獨乙ノニターレル銀貨ノハ即チ南獨乙

ノ三ギエルデン半銀貨ノノ價ニ相當ルヲナレ  
リ然レシナガラソノ他諸貨幣ノ比例イマダ整ハ  
ズ且ツ全國ニナラセ七種ノ貨制アリキ即チ第一  
普魯士及ヒ北獨乙ノ國々ニテハ三ターレル  
ノ貨幣ヲ元位トシテ一ターレルハ三十グロ  
シエン一グロシエンハ十二ベニンングニ  
相當シリ第二サクセン<sup>各</sup>國及ヒソノ他隣國ニテ  
一ターレルハ三十グロシエン一グロシエン  
ハ十ベニンングニアタリ第三メクレンブル  
州國ニテハ一ターレルハ四十八シルリング

シルリングハ十二ベニングニアタリ第四  
ブルグ<sup>名</sup>及ヒリユバツク<sup>名</sup>ニテハーターレ  
ルハ二個半マルクコーラント<sup>名</sup>貨幣ノ即チ四十  
シルリング一シルリングハ十二ベニングニ  
アタリ第五ハンブルグノ巨大商買又ハ別段ノ  
為督勘定等ニ就テ五十九個三分ノ一マルクハ  
純粹銀ノ税盟<sup>名</sup>ブンドニテ一ブンドニ當リ第六  
ブレメーン<sup>名</sup>ニテハービストール<sup>名</sup>貨幣ハ五ク  
トール一ターレルハ七十二グロード一グロ  
トハ五シワール<sup>名</sup>貨幣第七南獨逸及ヒソノ他

中獨逸ノ国々ニテハグルデン<sup>名</sup>銀貨ノ元位トシ  
テ一グルデンハ六十クロイツエルニ相當ル  
北獨逸聯邦ノ立ツニ至テ各邦ノ政令財利ノ法  
確定セシ以來貨幣合同ノ企モ亦々大ニ盛ニナ  
リタリ  
北獨逸聯邦ノ大憲各國合同ニ關スルノ個條中  
第三号第四章ニ於テ尺度貨幣量目等ノ制ヲ載  
ス  
尺度及ヒ量目ノ制ハ聯邦ノ憲法ニ依テ千八百  
六十八年八月十七日ニ確定シ同七十二一年第一

月一日二至テ一般ニ施行セシガレドモ貨幣合同ノ制ハ甚ダ容易カラヅシテ千八百七十年マテ唯々評議ノミニテ時日ヲ費セシカ同年ノ國會評議ノ節政府ヨリ貨幣改革ノ仕方ニ付テノ見込ヲ布告シナラビニソレニ附テノ議論ヲ國會ニ示シタリ

貨幣改革ノ目的三ヶ條アリ

第一獨乙一般通用ノ貨幣ヲ十倍ノ數ヲ以テ定ムベキ事

第二ヶ條通用ニ便利ナル金貨ヲ作ルベキ事

第三ヶ條獨乙貨幣ト他國ノ貨幣ト簡便ナル割合ヲ定ムベキ事

貨幣改革ノ一ソノ項ハ北獨乙聯邦ノミニノ目的ニシテ南獨乙ノ邦々ヲモコノ改革ニ加ハラシムル意ナカリキ但シ稅會ニ於テハンベルゲン氏次ノ議論ヲ登シテ貨幣改革ノ一ハ稅盟列國相ニ共ニナシ南獨乙各州モ共ニ之ニ合シテ全國一時ニ改革スベシト言ヒシカバスターツミニストルテルブルツク同盟政府ニ代リテ此議論ニ可ナルヲ以テ全ク同意スベキ由ヲ演舌ニ

誠

及ベリ

此ノ同意ヲノベシハ即チ千八百七十年第五月  
ノ事ニシテ同年ノ秋頃貨幣改革ノ仕方ニ取極  
ルベキ筈ナリシニ戦争ニ依テ此ノ企ヲ施スベ  
キ暇ナク打テ過シガ獨乙國ノ勝利ニ依テ諸國  
益一致シ人民此ノ事件ノ成就ヲ希フコト以前  
二十倍セリ

前著ニケ條ニ金貨幣ヲ鑄造スベク示シタレ共  
元來獨逸國ハ金ニ乏クシテ此ノ說容易ク行ヒ  
難キ如去ル年間ノ戦争ニ由リ軍利ヲ失ヒ獨逸工

軍費ヲ金ニテ償フニ至リ以前ノ模様ニ反シテ  
モツトモ満足スベキ變化ヲ得タリ

此ノ戦争以前獨逸國ニテ金ノ位大ニ登リシガ  
償金ヲ得テ莫大ノ金貨ヲ攻キ始ム可キ企ニヨ  
リ金相場大ニ下落セリ

嘗テ北部聯邦ノ同盟漸ク増大シテ遂ニ方今ハ  
獨逸全國合同セシカ故ニ貨幣合同ノ事モ全國  
同一トナリテ大ニ容易ナルニ至レリ但シ他國  
ノ償金多クハ金貨ニテ輸送セシガ故ニ自然我  
國ノ金價進々下落シテ實ニ古今未曾有ノ好機

會トナリシ故此ノ改革モツトモ容易トナリタ  
リ且ツ控ヲ償金輸送數年間續クベキガ故ニ實  
ニ當時ノ如キ都合能キ時コソ再ヒ来ルマヅト  
獨乙ノ人民此ノ不慮ノ變化ヲ慌アコト限ナシ

方今獨乙國ニテ許多ノ金ヲ保有セリ然ルニ之  
ヲ賣買スル時ハ幣ニ利ナキノミナラス亦莫大  
ノ損アリ但シ千八百五十七年ノ貨幣條約ニテ  
ハ金貨ハ唯コロ子及ビ半コロ子ノミニニ  
テ且ツ此貨幣大ニ不都合ナル者ナレバ新ニ得  
タル金ヲ以テ此ノ如キ貨幣ヲ造ル可ラズ  
一般通用ノ為ニハ金貨ニアラザレバ甚ダ不都  
合ナリ銀錢ハ甚ダ不便ナルヲ以テ平和ノ時ハ  
人皆好テ紙幣幣代用スレテ又有事ノ時ニハ甚ダ  
害アリ故ニ同盟法律ニテ已ニ小ナル紙幣ヲ廢

スル事ニ注意シテ先姑ク新為替手形及紙幣ヲ  
造ル事ヲ止メタリ蓋シ貨制改革ノ後ニ銀鋪ノ  
法ヲ確定スルガ為ニシテ且此法律ヲ出スノ意  
專ラ貨幣ノ通行ヲヨクスルニアリ  
今政府此ノ好キ機會ニノゾミ速ニ貨幣改革ヲ  
ナス事ニ奮發スル時ハ既ニ示シタル三條ノ目  
的ノ中外國殊ニ佛國ノ貨幣ト一致セシムルノ目  
的ヲ止メザルヲ得ズ但シ貨幣改革ノ事ハ多端  
ノ理アリテ殊ニ通用ニ便ナル金貨ヲ十分ニ造  
リ且ツ十倍ノ割合ヲ以テ定ム可キニアリ

方今實ニ金銭ヲ新造スル最モ好キ機會ナルベ  
シ如何トナレバ當時金價下廉ナルノミナラズ  
萬民金銭ヲ希望スルガ為ニ貨幣ニ為ザル銀ノ  
價下落セシガ故ニ今速ニ金銭ヲ新造セザル時  
ハ必ず許多ノ銀錢ノ新造ヲ企ルニ至ル可シ然  
ル片ハ爾後銀錢ノ割合ヲ金貨幣ニテ位ヲ立ル  
事難シ故ニ目今成ル大ケ許多ノ金銭ヲ速ニ新  
造スルノ必用ナルヲ勿論尚共ニ銀錢ヲ新造ス  
ルトモ亦甚カ希望スル所ナリ  
方今金貨ヲ新造スルニ付テハ爾後定ム可キ貨



制ニ於テ容易ニ通用スベキ様ニスルヲ專一ナ  
リ但シ此貨制ヲ設ルニハ其初位ニ立ツベキ貨  
幣毎ニ極小ノ貨幣ナリハタリレハ并ニ南方列  
國ノ如クテニト簡便チ此例ニ易キヲヨシトス  
今新ニ三分エタリレ即一クルデニ十ヨロイ  
ツエルニ當ル新クルデニヲ造ルカ亦ハ三分一  
レレ即三十五コロイツルニ當ルマルクヲ造  
ルカ可否何レニアルベキヤ否ヤニ付テ評議ア  
リ但シ此二個ノ中何レニシテモ三分一タリ  
レハ六分一タリレハニ當ル銀貨及ビ十二分

ノ一タリレハ三十分一タリレハ及ヒ六十分一  
タリレハニ當ル小錢ヲ加フルヲ要トシ且ツ十  
倍ノ割合肝要ナルカ故ニ一コロ一セニヲ十ペ  
ニガ或ハ五コロイツルニ別ツベシ此ニ貨幣中  
殊ニ三分一タリレハ二分タルマルクヲ用ユル  
ヲヨシトス何トナレバマルク十コロセニ一  
コロセニハ十ペニニガナリヲ百ニ分ツルハ遂ニ  
小貨ニ至ルマデ十倍ノ數ニテ割り得ベケレバ  
ナリ  
今クルデニ及ビタリレハノ制ニ効フテマルク

ヲ製造シ以テ貨幣ノ元位トナスヲ得レハ必此  
グルデン及ビタールノ制ニ倣フニ注意ス  
ベシ嘗テマルクノ如キ金貨ニシテタール及  
ビギユルデンノ如キ都合ヨキ貨幣アラザリシ  
故今ニ至ル迄全獨逸普通ニタールヲ元位ト  
シテ用ヒシナリ是故ニ今タールノ價ト簡便  
ニ比例ス可キマルクノ金貨ヲ造ルベシ而シテ先  
ツ才一ニ三十マルクニ値ルモノ(即チ<sup>十</sup>タール  
ニ値ルモノ)及ビ十五マルク(即チ五タール)ニ  
値ルモノヲ造リ嘗テ好テ通用セル五タール

及ビ十タールニ代フベシ但シ亦マルクノ貨  
制ニ基キ十倍ノ割合ニテ一片二十マルク六  
三分ニタールニ値ルモノヲ造ル可シ  
金錢ヲ銀錢同様ニ通用セシムルヲ以テ今度貨  
幣改革ノ先務トナスベシ而シテ金貨十分通用  
スルニ至レバ其節猶其他ノ改革ニ從事スベシ  
尙今國庫ニ充分造幣スベキ金アルガ故ニ貨幣  
ノ改革ハ必ず追々行ハルベシ自今立ツベキ貨  
幣ノ原則ヲ確定スル為ノ草梅ハ金貨ヲ始テ發  
行スル節ニ設クベシ

獨乙政府ヨリ明細ナル章程ヲ公會及ビ國會ニ  
近々示告アルベシ  
前條ニ論スル如キ六ヶ數貨幣ノ改革ニ付テハ  
自ラ萬民ノ利不利種々ニシテ且ツ衆人多年論  
述スル所ノ説各相異ナルニヨリ衆人少モ異論  
ナキヲ能ハズシカレモ此改革ニ關係アル者ハ  
必ズ此機ヲ失ハズシテ速ニ改革スルヲ必用ナ  
ルヲ知ル可シ但シ決テ之ヲヨリテ人々ヲシ  
テ各其欲スル意ヲ遂ゲシムルヲ能ワサルヲ勿  
論ナリ且ツ十全ヲ求メテ此機會ヲ失フ所ハ遂  
ニ其切ヲ遂メテ能ワサルヲ今時ヲ尤モ然リトス

○獨逸貨幣改革之事

ウ井ルヘルムスターレルハ百セント即チ百新  
クロイセルニ當ル  
一千八百七十年第十月四日ノプロヒンチヤル  
コルレスポindentions号スル新聞ニ獨乙貨幣  
改革ノ肝要ナル説ヲ數ヶ條ニ論辨スル所左ノ  
如シ  
一千八百七十一年ノ集會ニテ独乙政府ヨリ衆  
人多年希望スル所ノ如ク独乙各國並ニ其他開  
化文明ノ各國一般ニ通スベキ貨幣ヲ示シタリ

即左ノ如シ  
第一ヶ條 狹逸一彼通用貨幣ヲ十倍ノ割合ヲ以  
テ定ムル事  
第二ヶ條 通用ニ便利ナル金貨幣ヲ鑄造スル事  
第三ヶ條 狹逸國貨幣ヲシテ他國ノ貨幣ト簡便  
ニ相當セシムル事  
バンベルゲル君曰 税盟列國ノ集會ニテ貨幣改  
革ノ事件ハ狹逸税盟各國共ニ之ヲナシ且此見  
込タル企ニ依リ亦南方列國モ之ニ加フヤキ旨  
ヲ論シタリ

國內事務宰相テルブリユツク君同盟政府ニ代  
リテ十分決議論ニ同意ス可キ旨ヲ説ケリ  
亦此事ニ付「プロヒンチヤル」コルレスポテン  
ツ「新聞ニ貨制ヲ立ルニハ必タ「レル」及ビ南狹  
逸ノ「ガルデン」ニ簡便ニ比例スベキ貨幣ヲ初位  
ニ立ルヲ要スル旨ヲ載ス茲ニ於テ人民ノ意皆  
狹逸位ヲ定ムルニハ常ニヨク承知シタル價ヲ以  
テ金位ノ基礎ヲ立ルヲ好メリ故ニ「タル」レルヲ  
用ニル國ニテハ「シル」ベルゴロ「セン」狹逸南方  
列國ニ於テハ「ドライ」グロ「イセル」スチ「ユツク」エ

ル<sup>サ</sup>スロートリンゲン(今度仏国ヨリ奪掠セル州  
ナリ)ニ於テハソリ(錢名)ヲ以テ先ツ平常用スル  
所ノ錢價ノ基本トス  
千八百七十年ノ會議ニテ第三ヶ條ニ載セタル  
如ク弟國貨幣ニ簡便ナル割合ヲ立ルニハ又夕  
塊地利ノ新クロイセル。ペンニ<sup>リ</sup>及ビ亞米利加  
合衆國ノセントモ亦ヨク注意スベシ  
方今我國通用ノシルベルゴロ<sup>リ</sup>センヲ以テ基  
本トスルハ他ノ貨幣ニヨク相當シ帝<sup>ニ</sup>独<sup>ニ</sup>  
南方及ビエ<sup>ル</sup>ザ<sup>ス</sup>ロ<sup>ート</sup>リ<sup>ン</sup>ゲ<sup>ン</sup>ノ貨幣ニ都

合ヨキノミナラズ亦弟國普通貨幣位ノ基本ト  
モナルベシ<sup>キ</sup>等法ハ諸貨幣ノ通表ニ奉<sup>タ</sup>ル如  
ク四十枚ヲ以テタ<sup>ー</sup>レ<sup>ル</sup>一枚ニ相當ス  
是迄我國通用スル所ノシルベルゴロ<sup>リ</sup>センハ  
銀<sup>ナ</sup>レ<sup>ハ</sup>政府ヨリ此度新ニ施サントスル所ノ  
グロ<sup>ー</sup>センハ全ク金貨ナリ總テ金銀ハ他ノ諸  
物品ノ如ク價高低スル故ニシルベルゴロ<sup>リ</sup>セ  
ンノ相場トゴル<sup>ド</sup>ゴロ<sup>リ</sup>センノ相場ヲ始終変  
セヌ様ニスル<sup>ヲ</sup>甚難シ若シ新造ノ金貨幣通常  
ノ相場ニテ一斤ニ付銀十五斤半或ハ十五斤九

今ノ五ニ相當スル規則ヲ立ル氏既ニ一ニ固  
後ニハ金價凡ソ一介若クハ半斤モ昂ルベシ然  
ルハ政府天然ノ理古夫ノ蹟ニ背テ當然變ス  
ベキ相場ヲ妄リニ変セ又様ニナスモノナリト  
テ人情政府ヲ怨ムニ至ルベシ故ニ如ク事ノ生  
カラン事ヲ求ムルニハ金銀ノ高低ノ外ニ確  
定シタル定價ヲ立ベシ

今幸ニ千八百七十年税盟列國ノ同論英バンベ  
ルゲル君ノ論及ビプロヒンチヤルコルレスホ  
ンテンツノ新規金貨幣ノ説追々進捗セリ

此ノ金貨幣ハ萬國普通ノ新貨幣ノ初位ニ定メ  
タル者ニシテ即半グラムノ純金ナリ因テ我皇  
帝ノ名ニ從テ是ヲウヰルヘルムスターレルト  
名付ク

柳貨幣ノ貴クハキハ純粹ナルニアリ且ツ方今  
製造ニ於キ一尺ノ金トイハ氏精密ニ精撰ヲ達  
シ得ベキカ故ニ真ニ一グラム半(即百五十セン  
テグラム)ニ少モ減セザルモノニシテ南北獨  
及ビ北ルサスロートリンゲン亦亞米利加合衆  
國ノ方今通用スル一ドルラルニ付一グラム半

ニ當ル金貨幣ニ相當スル一カラシム半即チ百  
五ナシヤンチカラシムノヨキ割合ニ從テ量目ヲ  
撰ヒタリ

方今著シク彼ノユ人其産業ノ盛ナル輸出ニ  
ヨリ或ハ同國貨幣兩替ヲ扱フ商人亞半利加合  
衆國ヨリ金ヲ得ル所ノ利益近頃英國ニテ正  
金七カラシム半百ナノニトハ分ノ三余ニ當ル  
高價ノソヘライグンヲ鑄造セシ事ヲ引起セリ  
其始ハ彼ノ國及ビ魯衆國トノ貿易ノ為ニ設ケ  
ラレシ者ナリシガ今ハ英國政府ノ諸費用ニ通

シ而テ終ニハ一般ノ通用ニナラントス

今四シリング一ニシリングハ二十五ペン  
半ニ當ルハ萬國交際ニ於キ一ウ井ルヘルムス  
タノレル即一ドルラル一ドルラルハ即百セン  
トニ當ルナリ

英佛トモ今茲ニ純粋ナル金貨幣ノ行ワル事  
ヲ思ハバ決テ彼ノ銀貨幣ヲ更革スル事ナク只  
其新ニ鑄造セントセル金貨幣ニ現今通用スル  
所ノ貨幣ヲ以テ其位ニ定メ右ヲ以テ國債其他  
總テノ入費ヲ算用ス





次ニ奉ル所ノ表ハ此度施サントスルウ井ルヘ  
 ルムス、ターレル及ヒソノ他ノ貨幣ヲ萬国金銀  
 貨幣ノ割合ニ當テ示スモノナリ

部 之 貨 金

此度施サントスル化貨幣	ウ井ルヘルス ターレル	ニ 十 五	獨逸	ターレル	六 十 七	獨逸	ギユルデン	九 十 三	佛國	五フランク ターレル	二 十 五	佛國	五	佛國	ギユルデン	十 二 十	佛國	ポンドステ ルリンドグ	一 二 一	佛國	ドルラル	二 十 五
此度施サントスル化貨幣	ウ井ルヘルス ターレル	ニ 十 五	獨逸	ターレル	六 十 七	獨逸	ギユルデン	九 十 三	佛國	五フランク ターレル	二 十 五	佛國	五	佛國	ギユルデン	十 二 十	佛國	ポンドステ ルリンドグ	一 二 一	佛國	ドルラル	二 十 五

國名ハ元書ニ記  
 載見サレドモ前見  
 場多クガ為ニ茲  
 記ス





アウグ、エダケルス